

会 議 録（要旨）

会議の名称	令和2年度第1回茨木市大規模小売店舗立地審議会
開催日時	令和2年7月2日（木） 午前 10時30分 開会 午前 11時30分 閉会
開催場所	茨木市福祉文化会館2階 203号室
出席者	[委員] 村上 亨 花田 眞理子 梅宮 典子 田中 正人 【4人】
欠席者	加賀 有津子 柳原 崇男 【2人】
事務局職員	吉田産業環境部長、徳永産業環境部理事兼商工労政課長、 入江商工労政課総務係長、酒井商工労政課職員 【4人】
開催形態	公開
議題（案件）	(1) 会長・副会長の選出について (2) 会議の公開・非公開等について (3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について (4) 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について 「阪急オアシス茨木駅前店」（新設） (5) その他
配布資料	(1) 茨木市大規模小売店舗立地審議会規則 (2) 茨木市審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋） (3) 茨木市情報公開条例（抜粋） (4) 審議案件の概要 (5) 審議案件説明資料

議事の経過

1 開会あいさつ

事務局：開会のあいさつ

2 委員及び事務局職員紹介

事務局：各委員及び事務局職員の紹介

3 会長及び副会長の選出

事務局：会長及び副会長の選出について事務局案を提案

委員：事務局案で異議なし

※事務局：以降の議事進行を会長に依頼

4 会議の公開について

事務局：会議の公開について説明及び傍聴希望者の報告。

⇒審議会は原則公開とし、非公開事項該当案件が発生した場合はその都度審議を行うことに決定。

5 会議録の公開について

事務局：会議録の公開について説明。

⇒会議録は発言者を役職名等で表記し、内容を要約したものを、各委員の確認後に公表することに決定。

6 本審議会への設置者の出席について

会長：今回の審議において設置者に出席を求め、現状の説明を聞くことについて提案。

⇒設置者に出席を求めることについて、各委員了承。

※設置者入室

7 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について（阪急オアシス茨木駅前店）

事務局：届出内容について説明。

①設置者に対する質疑

○各委員の質問は次のとおり。

- (1) 駐輪場の適正利用（店舗周辺への不法駐輪防止）に対する配慮について。
- (2) 駐車場を店舗専用とするための運用方法及び夜間の利用制限について。

- (3) 搬入車両の搬入時における駐車場所について。
- (4) 住民説明会での住民からの意見の内容について。
- (5) 建て替え前の既存店舗での駐車場の運用方法について。
- (6) 自動車による来客数の推移について。
- (7) 隔地駐車場の周辺住居位置において騒音予測値が基準値を超過していることについて。
- (8) 駐輪場前の自転車及び歩行者専用道路を荷さばき車両が通行する際の自転車と自動車の動線の交錯について。

○上記の質問に対する設置者の回答は次のとおり。

- (1) 不法駐輪については目的外利用をなくすため課金を行う。また、駐輪場の利用状況については随時開店後も注視し、状況に応じて対応をする。
- (2) 「阪急オアシス茨木駅前店駐車場」と看板を掲出し、課金整備をしたうえで店舗利用者には無料サービスを行う。夜間の利用制限については、サービス券を発行しない、あるいはポストコーンを置く等の対応を検討している。
- (3) 搬入車両については荷さばき施設内で駐車して荷下ろし作業を行い、路上には駐車しない。
- (4) 住民説明会には10名来られて、質疑応答の中で10点程ご質問及びご意見をいただいております。全てその場で回答している。主な内容としては、荷さばきの時間が従前と変わるのかどうかということ、自治会の掲示板についてご協力をお願いしたいということ、開店後の窓口についてのご質問等をいただいております。
- (5) 建て替え前の既存店舗の駐車場も同じ場所、同じ台数、同じ運用となっていた。「ニッショー駐車場」という看板を掲出して課金対応をしており、今回も全く同じ対応となる。
- (6) これまでの自動車による来客数はほぼ横ばいぐらいで、駅前ということで圧倒的に徒歩、自転車で来られるお客様が多くなっている。
- (7) 現況の環境騒音を隔地駐車場の真ん中で測定したところ、50 dBを超えており、予測値をさらに上回る値となっている。主たる音源としては、隔地駐車場の南東側にある飲食店の排気口の音、JRの新快速列車や貨物列車の通行音であり、当駐車場と南側の住宅地との関係は建て替え前も同様の状況であると思われる。
- (8) 駐輪場と自転車及び歩行者専用道路の間には歩道があり、自転車で来店されるお客様は自転車を歩道で押していただいております。敷地内に入っておりますこととなるため、自動車と動線が交錯することはない。

⇒以上をもって設置者に対する質疑は終了。設置者退室。

②答申に関する審議

○答申に関する審議内容は次のとおり。

事務局：検討結果の提示

委員：搬入車両が自転車及び歩行者専用道路を通行することについて、歩行者等の安全への配慮を求める附帯事項の提案

③総括

本件については市の意見はなし。ただし、審議の結果、「夜間に発生する騒音対策」「搬入車両の自転車及び歩行者専用道路の通行における歩行者等の安全への配慮」に関して、2点の附帯事項を付け加える。